

「川崎市高齢者・障害児者福祉施設再編整備基本計画・第1次実施計画」の計画変更について

平成30年3月に策定した当該計画に基づき、民設化を予定している特別養護老人ホーム「すみよし」及び「長沢壮寿の里」について、一部計画（民設化の手法）を変更する。

1 変更理由

(1) 特別養護老人ホーム「すみよし」

合築施設の機能を含めた譲渡が困難なため、民設化の手法を譲渡から貸付に変更するもの。

(2) 特別養護老人ホーム「長沢壮寿の里」

当初想定していた段階的な建替えが建物構造上困難なことが判明したため、全部解体後に建替えを行うものとし、解体までに入居調整等を行う期間を貸付とするもの。

2 変更年月日 令和元年7月10日

3 変更箇所

(1) 川崎市高齢者・障害児者福祉施設再編整備基本計画・第1次実施計画【本編】P91

<変更前>

施設類型	施設名	事業内容・目標				
		平成30(2018)年度	平成31(2019)年度	平成32(2020)年度	平成33(2021)年度	平成34~平成39(2022~2027)年度
特別養護老人ホーム【公設】	●指定管理者による施設運営 ・すみよし	継続実施	事業者選定手続き		譲渡・民設化	事業推進
	●指定管理者による施設運営 ・長沢壮寿の里	継続実施	事業者選定手続き		建替え・民設化	事業推進

<変更後>

施設類型	施設名	事業内容・目標				
		平成30(2018)年度	令和元(2019)年度	令和2(2020)年度	令和3(2021)年度	令和4~令和9(2022~2027)年度
特別養護老人ホーム【公設】	●指定管理者による施設運営 ・すみよし	継続実施	事業者選定手続き		貸付・民設化	事業推進
	●指定管理者による施設運営 ・長沢壮寿の里	継続実施	事業者選定手続き		貸付(R3~R4) (入居調整等)	建替え・民設化(R5~) 事業推進

(2) 川崎市高齢者・障害児者福祉施設再編整備第1次実施計画【概要版】

<資料左側上部>

1 高齢者・障害児者福祉施設再編整備第1次実施計画

(1) 施設ごとの方向性、取組の考え方

① 公設施設の再編整備

<変更前>

○ 特別養護老人ホーム

・老朽化が進行していない施設は、現行の指定管理期間が経過した後に、譲渡又は貸付により民設化を図る。

施設	内容
夢見ヶ崎 すみよし こだなか 陽だまりの園 しゅくがわら	指定管理期間終了後、 <u>譲渡により民設化</u> を図る。
平間の里	指定管理期間終了後、 <u>貸付により民設化</u> を図る。
多摩川の里	指定管理期間終了後、 <u>貸付により民設化</u> を図るとともに、現在、整備を進めている「中原老人福祉センター」の移転後の跡地活用を含め、 <u>建替えによる再編整備に向け検討</u> を行う。

・老朽化が著しい等、建替えにメリットがある施設、施設規模により経営に課題のある施設は、建替えにより民設化を図る。

施設	内容
長沢壮寿の里	現在、整備を進めている「高齢社会総合センター」の移転後、 <u>現地での建替え</u> を進める。

<変更後>

○ 特別養護老人ホーム

・老朽化が進行していない施設は、現行の指定管理期間が経過した後に、譲渡又は貸付により民設化を図る。

施設	内容
夢見ヶ崎 こだなか 陽だまりの園 しゅくがわら	指定管理期間終了後、 <u>譲渡により民設化</u> を図る。
すみよし ひらまの里	指定管理期間終了後、 <u>貸付により民設化</u> を図る。
多摩川の里	指定管理期間終了後、 <u>貸付により民設化</u> を図るとともに、現在、整備を進めている「中原老人福祉センター」の移転後の跡地活用を含め、 <u>建替えによる再編整備に向け検討</u> を行う。

・朽化が著しい等、建替えにメリットがある施設、施設規模により経営に課題のある施設は、建替えにより民設化を図る。

施設	内容
長沢壮寿の里	現在、整備を進めている「高齢社会総合センター」の移転後、 <u>解体までに入居調整等を行う期間を貸付とし、現地での建替え</u> を進める。